

受講対象者 各位

大阪府福祉部障がい福祉室
障がい福祉企画課長

令和7年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修＜特別講演会＞の
開催について（通知）

日頃より、大阪府障がい福祉行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

本府では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法という。）」に基づき、標記研修を開催しているところです。今年度は当該研修に加えて、障がい者の権利擁護についての理解及び障がい者虐待の防止等を目的に、植草学園大学副学長 野澤和弘氏 を招聘して特別講演会を行います。同日に、社会福祉法人ライフサポート協会 常務理事／障がい事業部長 上田治彦氏 によるアンガーマネジメントをテーマとした研修も開催します。

障害者虐待防止法において、学校の長、保育所等（保育所、認定こども園及び認可外保育施設）の長、医療機関の管理者は、研修の実施等の間接的防止措置の実施が義務付けられており、都道府県障がい者虐待防止・権利擁護研修については本来の研修受講生の受講に差し支えの無い範囲で、学校・保育所等・医療機関・放課後児童クラブ等の関係者も受講対象として検討するよう、厚生労働省より依頼がなされているところです。

標記講演会に参加を御希望される方は、別添募集要項を確認の上、大阪府行政オンラインシステムより申込みください。

- 研修内容・申込み方法に関しては、別添【 **募集要項** 】を御確認ください。
- 受付は募集要項内に記載している『大阪府行政オンラインシステム』からの申込みのみになりますので御注意ください。
- 募集期間は【 **令和7年11月4日(火)10:00から11月28日(金)23:59まで** 】です。
- 質問事項がある場合は、別添募集要項「9. 受講申込」を御確認いただきメールにて御連絡ください。

＜大阪府行政オンラインシステム＞

令和7年度大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修＜特別講演会＞

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/5cad7693-4911-44a4-9417-23840e17fc3a/start>

QRコード



（参考）【募集案内URL（大阪府ホームページ）】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/chiikiseikatsu/shogai-chiki/tokubetsukouenkai.html>

【連絡先】

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課権利擁護グループ

担当：小松・蔭山

メールアドレス：syogaikikaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

【よくあるお問合せ】

質問	回答
Q1.同じ事業所から複数名で申込みたいが可能か？	複数名での申込みが可能です。また、受講者の階級は問いません。
Q2.申込みにあたり大阪府行政オンラインシステムのアカウント作成が必要か？	アカウント作成は不要です。そのため、代表者が複数の受講希望者分の申込みをしていただくことも可能です。 ただし、申込み時にご入力いただいたアドレス宛てに受講決定通知等をお送りしますので、申込者ごとにアドレスを分けてお申し込みください。やむを得ずアドレスが重複してしまう場合は、各事業所内で誤りなく情報管理していただきますようお願いいたします。
Q3.期間内に申込みが完了したら、全員受講が可能か？	申込み多数の場合は抽選となります。抽選結果は12月15日頃（予定）にご案内いたします。
Q4.申込みが完了しているか確認したい。	大阪府行政オンラインシステムの仕様により、本講演会においてはマイページで申込み状況を確認することができません。重複申請とならないようご注意ください。 入力完了後に「申込番号」が表示されていれば申込みが完了しておりますので目印としていただき、表示された「申込番号」をお控えいただきますようお願いいたします。ご自身の申込み状況については各自で管理いただき、お問合せはご遠慮願います。 なお、同一人物から複数回の申込みがあった場合は、最新の申込み内容のみを採用いたします。
Q5.受講対象者の障がい福祉サービス事業所等とは？	障害者総合支援法で定める、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、障害者支援施設、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、計画相談支援、及び、児童福祉法で定める、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、障害児入所施設等（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、障害児相談支援の指定を受けている事業所を指します。
Q6.事業所は他府県だが大阪府に住んでいる。受講可能か？	所在地が大阪府内である事業所の方を対象にしていますので、他府県に事業所がある場合は受講いただけません。